

1. 件名：関西電力(株)高浜発電所第1号機及び美浜発電所第3号機における
新規制基準施行に伴う溶接部の健全性に関するヒアリング

2. 日時：令和元年10月4日 13時30分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁10階 打合せスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

検査グループ 専門検査部門

川下企画調査官、中田上席原子力専門検査官

関西電力(株)

高浜発電所 課長 他6名

5. 要旨

○関西電力(株)から、高浜発電所第1号機及び美浜発電所第3号機に係る技術基準第17条第15号及び第55条第7号への適合性が求められる溶接部であって新規制基準施行時点で工事中のもの又は既に完成しているもののうち、以下の設備に係る技術基準適合性について、説明を受けた。

(高浜発電所第1号機)

・原子炉冷却系統施設

主蒸気・主給水設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備

原子炉補機冷却設備

・原子炉格納施設

圧力低減設備その他の安全設備

(美浜発電所第3号機)

・原子炉冷却系統施設

蒸気タービンの附属設備

○原子力規制庁は、美浜発電所第3号機については本日をもって確認を終了し、高浜発電所第1号機については他の設備の溶接部に係る技術基準適合性について確認していく旨伝えた。

6. その他

添付資料：なし